

2 高教福第 379 号
令和 2 年 6 月 15 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）

このことについて、別添のとおり、令和 2 年 6 月 5 日付け 2 教教人第 14 号にて文部科学省総合教育政策局教育人材政策課から通知がありました。

つきましては、この通知内容を踏まえ、教員免許更新制に係る「免許状更新講習の修了確認期限の延期（旧免許状を所持する場合）及び教員免許状の有効期間の延長（新免許状を所持する場合）」（以下「延期又は延長」という。）の手続等について、下記のとおり取り扱うこととします。

貴職におかれましては、本通知の趣旨に沿って取り扱うとともに、管内の学校長及び関係職員に周知をお願いいたします。

記

1 延期又は延長の事由について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等が、教育職員免許法施行規則等で定める延期^{※1}又は延長^{※2}の「やむを得ない事由」に当たるものとする。
- ※1）教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 7 条第 1 項第 7 号
- ※2）教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部科学省令第 26 号）第 61 条の 5 第 7 号

2 延期又は延長の対象者について

- ・現職の教員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師（臨時的任用教職員・会計年度任用職員））^{※3}を対象に、延期又は延長が実施できることとする。
 - ※3 国立、公立、私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教員並びに幼稚園及び認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）に勤務する保育教諭又は幼稚園教諭
 - ・延期前の免許状更新講習の修了確認期限又は延長前の教員免許状の有効期間が、令和 3 年 3 月 31 日又は令和 4 年 3 月 31 日である現職教員（旧免許状を所持する場合は、生年月日によるグループ 1、2 に該当）を対象とする。
- このほか、育児休業や新たな免許状の取得等の事由により、既に延期又は延長を行っている現職教員のうち、「やむを得ない事由」がなくなる日（令和 3 年 2 月 1 日）の前日までに、教員免許更新の手続を行わなければならない現職教員も対象とする。
- ・上記以外の者（実習助手、寄宿舎指導員、養護職員、学校栄養職員、指導主事、社会教育指導主

事、保育士や元教員など）は、今回の延期又は延長の対象とならない。

3 延期又は延長の期限について

- ・延期又は延長の「やむを得ない事由」がなくなった日は令和3年2月1日とし、その日から起算して2年2ヶ月を超えない範囲で、延期又は延長を行うことが可能であるとし、延期後の免許状更新講習の修了確認期限又は延長後の教員免許状の有効期間は、令和5年3月31日とする。

4 延期又は延長の手続について

- ・現職の教員が延期又は延長を行う場合、延期前の免許状更新講習の修了確認期限又は延長前の教員免許状の有効期間の2ヶ月前の日までに、免許管理者（高知県教育委員会（教職員・福利課））に申請書を提出すること。その際、教員の業務量が増大したことや、長期休業期間中に計画していた免許状更新講習の受講ができなくなったことが判断できる書類（行事計画書等・様式自由）を添付すること。
- ・この申請期限までに申請が行われないことにより、延期又は延長が行われない場合は、当該免許状は失効するため、時間的に余裕を持って申請を行うように留意すること。

5 延期又は延長を行った教員が既に履修認定を受けた免許状更新講習の課程の一部の取扱いについて

- ・延期又は延長を行った教員が、延期後の免許状更新講習の修了確認期限又は延長後の教員免許状の有効期間より前に、既に免許状更新講習の課程を一部受講し、履修認定を受けている場合には、これらの履修認定を受けた免許状更新講習の課程の一部の取扱いについて、文部科学省が別途法令上の措置を講じる予定であることから、文部科学省から通知があり次第、免許管理者から通知を行う。
- ・なお、文部科学省は、法令上の措置が講じられるまでに、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に延期又は延長を行った現職教員についても、当該措置の対象とすることを現時点では想定している。

6 延期又は延長を行わない場合の教員免許更新の手続等について

- ・現職教員の本人の希望によっては、上記の延期又は延長を行わずに、予定の期日までに免許状更新講習の修了確認又は教員免許状の有効期間の更新を行うことは当然に可能である。

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
人事企画担当

TEL 088-821-4903

FAX 088-821-4725

事 務 連 絡
令和2年6月5日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市保育主管課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る
係る手続等の留意事項について（通知）」の送付について

この度、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について、各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長に対し、別添の通知を发出しましたので、御承知おきください。

本通知により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教員の業務量の増大等が、免許状更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」に当たるものとして、免許状更新講習の修了確認期限の延期又は教員免許状の有効期間の延長を行って差し支えないこと等を周知しました。ついては、上記の通知も踏まえ、各学校等の設置者に対し、対象となり得る現職教員の延期又は延長に係る申請が相当な時間的余裕をもって行われるよう促していただくなど、当該教員に不利益が生じることのないように努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人等に対し、各国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人におかれては、その設置する学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対し、各都道府県・指定都市・中核市保育主管課におかれては、所管の保育所等及び域内の市区町村保育所等主管課に対し、周知願います。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
TEL：03-5253-4111（内線3572）
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

新型コロナウイルス感染症の影響により免許状更新講習の課程の修了が困難であるとして、教員免許状の有効期間の延長等を行っても差し支えないこと等、教員免許更新制に係る手続等の留意事項をまとめました。

2 教教人第 1 4 号
令和 2 年 6 月 5 日

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る
手続等の留意事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、教員免許更新制に係る手続等事務の取扱いについては、下記の事項にも十分に留意いただき、事務処理上遺漏のないよう願います。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に関連した免許状更新講習の修了確認期限の延期又は教員免許状の有効期間の延長（以下「延期又は延長」という。）に係る取扱いについて

- (1) 延期又は延長を行う場合の考え方について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施に当たり、文部科学省としては、子供たちの学びを最大限に保障するため、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中の登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、感染拡大防止対策を徹底した上で、学校における教育活動を充実していくことが必要であることを示してきた（「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和 2 年 5 月 15 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）等）。

こうした中で、例年免許状更新講習が数多く開講されている長期休業期間中を含め、感染拡大防止に配慮しつつ学校教育活動を進めていくこと等による教員の

業務量の増大や、免許状更新講習の開講中止が一部で生じていること等により、教員が免許状更新講習を受講しにくい状況が一定期間継続することが想定される。

一方、免許管理者である各都道府県教育委員会は、「免許管理者がやむを得ない事由として認める事由がある」ことにより、免許状更新講習の修了確認期限又は教員免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難である場合、教員免許状を有する者の申請期限（免許状更新講習の修了確認期限又は教員免許状の有効期間の満了の日の2か月前）までの申請により、「やむを得ない事由」がなくなった日から起算して2年2月を超えない範囲内で、延期又は延長を行うことが可能である（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の5、第61条の6、第61条の9、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「一部改正省令」という。）附則第7条～第9条）。

これらのことを踏まえ、各免許管理者におかれては、免許状更新講習を受講予定の現職教員について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等が、上記の「やむを得ない事由」に当たると解し、延期又は延長を行うこととしても差し支えないこと。この場合、あらかじめ「やむを得ない事由」がなくなった日を想定した上で、当該日から2年2ヶ月以内の範囲内で延期又は延長を行うことも差し支えないこと。延期又は延長を行った者に対しては、延期又は延長に係る証明書（施行規則第61条の10、一部改正省令附則第15条）を遺漏なく発行することとなること。

その上で、上記の新型コロナウイルス感染症に係る事由の認定に際しては、各都道府県における感染状況、臨時休業の期間、学校再開の状況及び対象となり得る現職教員の個別の希望等を踏まえつつ、適切に判断されたいこと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等を「やむを得ない事由」と認定し、延期又は延長を行うこととした場合、当該事由がなくなった日（延期又は延長の起算日）についても、本来、各都道府県における感染状況、臨時休業の期間や学校再開の状況等を踏まえ、個別の教員ごとに各免許管理者において適切に判断されるべきものであるが、各免許管理者の判断の参考とするため、文部科学省として全国的な観点から、各免許管理者の事務も考慮した上で、当該日とすべきと考えられる日について、当面、令和3年1月31日を想定していること。この場合、各免許管理者におかれては、令和3年1月31日までは、対象となる現職教員について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等の「やむを得ない事由」が継続しているものと取り扱っても差し支えないこと。

各免許管理者におかれては、延期又は延長を行った者が免許状更新講習の受講

期間を十分に確保し、計画的に受講することが可能となるよう、延期又は延長の期間を例えば当該事由がなくなった日以降最長の2年2月とするなど、適切な配慮を講じられたいこと。

延期又は延長を行った場合、免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限又は延長後の有効期間の満了の日にしたがって新たに定められ、延期前の修了確認期限又は延長前の有効期間の満了の日にしたがって定められた受講期間とは異なることとなるため、当該延期又は延長を行った者に対しては、新たな免許状更新講習の受講期間についても適切に案内されたいこと。この点については、延期又は延長を行った場合の免許状更新講習の受講期間のイメージを別添したので、適宜参照されたいこと。

(2) 延期又は延長の手続について

上記のとおり、現職教員が延期又は延長を行う場合、申請期限までに申請することが必要である。この申請期限までに申請がなされないことにより、延期又は延長が行われない場合、当該免許状は失効することとなる。このため、例えば、対象となる現職教員の延期又は延長に係る申請が相当な時間的余裕をもって行われるよう促すなど、当該教員に不利益が生じないよう、適切な配慮を講じることに努められたいこと。

なお、本人が自ら延期又は延長に係る申請を行うことが困難な場合のほか、申請の件数が多数に上ると想定されるなど、申請を取りまとめて行うことが事務実施上の便宜に資することが見込まれる場合には、学校長（園長）、市町村教育委員会又は任命権者としての都道府県教育委員会等からの代理申請により、延期又は延長の手続を行うことも可能であること。

2. 延期又は延長を行った教員が既に履修認定を受けた免許状更新講習の課程の一部の取扱いについて

1. に示した内容により、延期又は延長を行った教員が、延期後の修了確認期限又は延長後の免許状更新講習の修了期間より前に、既に免許状更新講習の課程を一部受講し、履修認定を受けている場合も想定される。

文部科学省においては、既に履修認定を受けたこれらの免許状更新講習の課程の一部についても、延期後の修了確認期限内又は延長後の免許状更新講習の修了期間内に履修認定を受けた講習として有効なものとして取り扱うことを認める特例について、別途法令上の措置を講じる予定であること。

なお、法令上の措置が講じられるまでに、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に延期又は延長を行った現職教員についても、当該措置の対象とすることを現時点では想定していること。

3. 延期又は延長を行わない場合の教員免許更新の手續等について

現職教員の本人の希望によっては、1. の内容によらず、延期又は延長を行わずに、予定の期日までに免許状更新講習の修了確認又は有効期間の更新を行うことが当然に可能であること。

これに関連して、今年度に免許状更新講習を受講することを予定している教員に対しては、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について（通知）」（令和2年3月31日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について（通知）」（令和2年4月28日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）により、免許状更新講習開設者に、講習の実施に当たって感染症対策の徹底を求めていることを周知したり、特例を適用した通信式による免許状更新講習を案内したりするなど、適切な情報提供等に努めていただきたいこと。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
TEL：03-5253-4111（内線 3572）
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

事 務 連 絡
令和2年6月10日

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る
手続等の留意事項について（通知）」の一部訂正について

先般、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の
留意事項について（通知）」（令和2年6月5日付け2教教人第14号文部科学省総合教育
政策局教育人材政策課長通知）が発出されたところですが、本通知の内容の一部に誤り
がありましたので、下記のとおり訂正します。

記

訂正箇所	誤	正
1.（1）	・・・当該日とすべきと考えられ る日について、当面、 <u>令和3年1 月31日</u> を想定していること。この 場合、各免許管理者におかれては、 令和3年1月31日までは、・・・	・・・当該日とすべきと考えられ る日について、当面、 <u>令和3年2 月1日</u> を想定していること。この 場合、各免許管理者におかれては、 令和3年1月31日までは、・・・
別添	（点線枠内） 「やむを得ない事由」がなくなっ た日を <u>R3.1.31</u> として、 （図下部） <u>R3.1.31</u>	（点線枠内） 「やむを得ない事由」がなくなっ た日を <u>R3.2.1</u> として、 （図下部） <u>R3.2.1</u>

（訂正の理由）

本通知では、各都道府県教育委員会において、新型コロナウイルス感染症の影響によ
り免許状更新講習の課程の修了が困難であるとして教員免許状の有効期間の延長等を行
うに当たり、その期間を「やむを得ない事由」がなくなった日から最長の2年2月と
定めた場合、通常、教員免許状の有効期間の満了日等とされている3月31日に揃うこと
を念頭に置いていたところです。

こうした考え方にに基づき、当初、文部科学省として「やむを得ない事由」がなくなっ

た日とすべきと考えられる日について、「令和3年1月31日」を想定していたところですが、有効期間の延長等は、「やむを得ない事由」がなくなった日から起算することとされており（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の6）、仮に「令和3年1月31日」を「やむを得ない事由」がなくなった日として、2年2月の有効期間の延長を行うと、延長後の有効期間の満了日等は「令和5年3月30日」となってしまいうため、上記の意図を達する観点から、今回、「やむを得ない事由」がなくなった日とすべきと考えられる日について、「令和3年2月1日」を想定していることと訂正するものです。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室更新係

TEL：03-5253-4111（内線 3572）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp